



NIMS Library x Materials Informatics(MI<sup>2</sup>I) 共催オープンセミナー

2016. **3.10** THU.  
3:00 - 5:00 PM



国立研究開発法人 物質・材料研究機構  
National Institute for Materials Science

千現地区 第1会議室 茨城県つくば市千現 1-2-1  
Meeting Room No. 1  
NIMS Sengen site, 1-2-1 Sengen, Tsukuba

続

# オープンサイエンス Data Sharing — pros & cons と 著作権

著作権を伴わないデータを共有するとは、どういうことを意味するのか？

出版論文からデータ部分を機械的に収集して、研究に資する目的でデータ集やデータベースとして公表する場合、どのような権利を理解しておくべきなのか？

英語・日本語の講演に続いて、ブレイクセッションでは著作権の専門家が皆様からの事前質問にお答えします。ご質問のある方は参加登録の際にお知らせ下さい。

1

*in English*

Global trends in research data publication



Varsha Khodiyar  
Data Curation Editor, Scientific Data

2

データ収集から集積、共有まで  
— 高分子データの場合



桑島 功  
NIMS データベースグループ エンジニア

3

オープンサイエンスに向けたデータ共有  
— 著作権の側面から



末吉 互  
潮見坂総合法律事務所 弁護士

4

ブレイクセッション：それで何を知らないか

FREE Admission, Pre-registration by E-mail Required

参加無料：要事前登録



[kagaku@ml.nims.go.jp](mailto:kagaku@ml.nims.go.jp)

科学情報室 Scientific Information Office



主催



国立研究開発法人 物質・材料研究機構  
National Institute for Materials Science

企画部門科学情報室／情報統合型物質・材料開発イニシアティブ (MI<sup>2</sup>I)



## 講演4 ブレイクセッション / Break Session

NIMS Open Library Seminar「(続) オープンサイエンスと著作権 / Data Sharing - pros and cons」への事前質問:

### Q1. 研究データの著作権理解

---

日本の著作権法では、データには著作権がないとされています。研究データの提供(公開)に際して、著作者・データ作成者として理解しておくべき権利は何でしょうか? 例えば

- ・作者または作者の所属機関によるデータライセンス提供の観点
- ・作者のプライバシー保護の観点

などで。

### Q2. 研究データに関する著作権理解

---

日本の著作権法では、データには著作権がないとされていますが、そこに新たな創作性が加わると、成果全体に対して(例えば物性データベースなど)著作権が生じると考えてよいでしょうか? YESの場合、

- その「創作性」の範疇に、論文を読み収集したデータ群に対して情報を整理分類し、indexを付加する、検索ができるようにすることが含まれると理解して良いか?
- データベース化する時、データの出典を引用するべきか?
- データベース化する時、データの出典となる論文著者に、収集の許諾(二次利用)をとるべきか?(CC-BYライセンスで提供された論文の場合は、クレジットを入れれば許諾なしに使ってよいという理解を前提として)

### Q3. 引用について

---

(前回セミナーで、論文引用について現実には著作者に連絡することなく、むしろ引用が論文評価にもなる科学の特殊性においては許諾なく引用する点を学びましたが) データの引用についてはどうでしょうか?

### Q4. 知的財産権

---

知的財産権 (intellectual property rights)という観点で、データ著作権について、知的財産と論文著作権(財産権)という対比でどう理解すればよいでしょうか?